

相続ドック NEWS RELEASE 2010.1

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

2010年税制改正大綱、[控除]残して[手当]先行!

「控除から手当」への変更も、
将来世代にツケ!?
中小企業税制の行方は?



昨年末、民主党政権として初めての税制改正大綱が発表されました。マニフェスト遵守か、税収確保か、最後まで揺れた政府税調でしたが、果たしてその成果のほどは…。

国債依存度50%に迫る!

●過去最大! 予算総額92兆円

2010年度予算案の一般会計総額は92兆2,992億円で、当初予算段階で過去最大に。看板政策の「子ども手当」創設など家計重視を前面に出した結果、財源を賅う新規国債発行額は前年度比約11兆円増の44兆3,030億円に達し、借金頼みの構図が一段と鮮明に。

●埋蔵金も底をつく!?

予算がどれだけ借金頼みかを示す国債依存度は同10.4% 11ト増の48.0%と過去最高を更新。10年度末の国債残高は637兆円程度に。

景気低迷から税収は37兆3,960億円と大きく落ち込み、財源不足を補うための税外収入と

暮らしは?

2010年度税制改正大綱のポイント

企業は?

●所得税・住民税の扶養控除の見直し

15歳以下は廃止し、子ども手当を支給
16~18歳の特定扶養分は減額するが、高校無償化で差し引き負担減



○住宅取得時の贈与税非課税枠を拡大

現行500万円を1,500万円に拡大
年2,000万円の所得制限あり
相続時精算課税の1,000万円上乗せ特例は廃止し、年齢制限特例のみ2年延長



◇ガソリン税の暫定税率を維持

ガソリン消費抑制目的の特別税に衣替え



●たばこ増税

1本あたり3.5円増税、1箱400円前後に



●小規模宅地特例の要件見直し

事業・居住非継続の場合は適用除外に



●定期金評価の見直し

定期金権利の評価について、相続・贈与時点の解約返戻金等により評価する



○減税
●増税
◇中立

○オーナー給与課税制度の廃止

オーナー給与の損金不算入制度は廃止



○新興国進出の企業負担を軽減

タックスハイブン税制の対象となる法人税の基準を25%から20%に引き下げ



●情報基盤強化税制の廃止

◇交際費の損金算入特例の延長

中小企業について交際費の一部を損金算入できる特例を2年延長



◇少額減価償却資産の損金算入特例の延長

中小企業について30万円未満の減価償却資産を損金算入できる特例を2年延長

投資は?

○少額投資の非課税措置の導入

2012年の証券優遇税制廃止以降3年間限定で少額投資(年間100万円)の非課税措置を導入



して、特別会計積立金などの「霞ヶ関埋蔵金」から過去最大の10兆6,002億円を確保。頼みの綱である財政投融资特別会計の積立金残高も使い切り、埋蔵金頼みの予算編成も限界に。今後のカギは、廃止も含めた特別会計そのものの見直しにかかっています。

暮らしはどう変わる？



●子育て世代に手厚く！



中学卒業まで月2万6千円(初年度は半額)支給する子ども手当と高校授業料無償化を実施する一方、15歳以下に対する扶養控除(所得税38万円、住民税33万円)を廃止、16~18歳に対する特定扶養控除は縮小(所得税63万円→38万円、住民税45万円→33万円)されます。

●手当先行、改正完了は2013年

2010年4月から児童手当が廃止され、子ども手当の半額支給がスタート。サラリーマンの場合、扶養控除廃止はこれより遅れて、所得税が11年1月、住民税は12年6月から適用されるため、すべての制度改正の影響が反映するのは13年からに。

<2013年の年収別手取額>

*中学生以下2人、子ども手当満額支給した場合

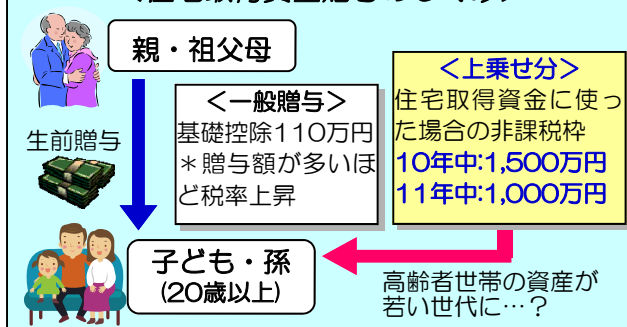
年収	500万円	700万円	1,000万円	
子ども手当支給	62.4万円			
所得税増税	▲4.0万円	▲8.3万円	▲15.2万円	
住民税増税	▲6.6万円	▲6.6万円	▲6.6万円	
児童手当廃止 (小学生以下)	▲12.0万円		-	
合計	小学生以下2人	39.8万円	35.5万円	40.6万円
	小学生と中学生	45.8万円	41.5万円	40.6万円
	中学生2人	51.8万円	47.5万円	40.6万円

●住宅資金1,500万円まで非課税に

親や祖父母から住宅取得資金贈与を受ける際の非課税枠については、現行の500万円から2010年中は1,500万円、11年中は1,000万円に拡充されます。年間所得2千万円以下に限定した2年間の時限措置で、景気対策の一環として、高齢者から子や孫への資産の移転を促し、住宅建設の拡大を図る意図が。贈与できる資産を持つ人だけが減税の恩恵を受けるため、金持ち優遇との批判も。



<住宅取得資金贈与のしくみ>



●少額株式投資が非課税に！



株式譲渡益や配当の軽減税率(10%)は2011年で廃止され本則税率(20%)に戻りますが、個人投資家の減少を食い止めるために、少額株式投資の非課税制度が創設されます。

12~14年の3年間に開設される「非課税口座」(各年1人1口座限定)内の元本100万円までの上場株等を対象に、口座内の株式から得られる配当や売却益にかかる所得税・住民税が最長10年間にわたり非課税に。

<新・証券税制のしくみ>



	2010年	11年	12年	13年	14年	15年~
税率	10%		20%			
	各年1人1口座限定 元本100万円まで		非課税口座開設		最長10年間非課税	

相続税はどう変わる？



●小規模宅地特例が厳格に！



相続の際に、一定の要件を満たす事業用・居住用宅地について50%~80%の減額を行う「小規模宅地特例」の適用要件が見直されました。相続後に事業・居住を継続しない場合には、評価減は受けられないことに。

<小規模宅地特例の改正概要>



宅地等		現行		改正後の適用
		上限面積	軽減割合	
事業用	事業継続	400㎡	▲80%	○
	非継続	200㎡	▲50%	×
	不動産貸付	200㎡	▲50%	○
居住用	居住継続	240㎡	▲80%	○
	非継続	200㎡	▲50%	×

●定期金権利は時価評価に変更！

確定年金などを相続した場合に適用される「定期金権利」の評価が見直され、原則として相続・贈与時の解約返戻金相当額で評価されることに。

<定期金権利の評価例：有期定期金の場合>

* 給付事由が発生している場合

現行	改正後
* つぎの①、②のいずれか低い額 ① 給付金総額 × 残存期間に応じた割合 (20~70%) ② 1年間に受給する金額 × 15倍	* つぎの①~③のいずれか高い額 ① 解約返戻金相当額 ② 定期金に代えて一時金で受給できる場合：一時金相当額 ③ 予定利率等を基に算出した金額

●適用期日までは対応余地あり!?

上記の改正内容が適用されるのは、つぎの場合です。

- ① 2011年4月1日以降に相続・贈与で取得した場合
- ② 2010年4月1日~11年3月31日までに締結された契約で、同期間内に相続・贈与で取得した場合

適用期日までの相続・贈与に関しては、現行法が適用されるため、事前対応も余地あります。詳細は税理士などの専門家にご相談を！

中小企業税制はどう変わる？

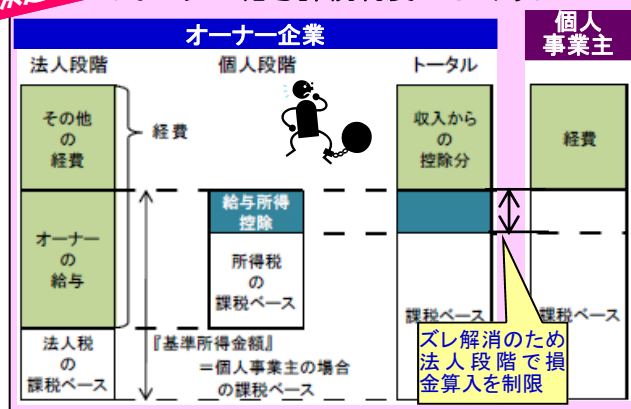
●オーナー給与課税は廃止！

オーナー企業(特殊支配同族会社)が主たる同族役員(業務主宰役員)に対して支給する給与のうち、給与所得控除相当額を法人段階で損金不算入とする、「オーナー給与課税制度」は廃止されることに。

本制度は、役員給与が法人段階で損金算入され、個人段階でも給与所得控除の対象となる「二重控除」解消のため、2006年度改正で創設。当初より、①役員給与は会社から資金流出しているにもかかわらず更に法人に課税され、②節税目的で設立された法人以外にも一律に課税されることへの疑問が噴出。07年に課税基準の改正があったものの、廃止を望む声は高く、ようやく廃止にこぎ着けたもの。

廃止決定!?

<オーナー給与と課税制度のしくみ>



●中小企業の特例は延長！

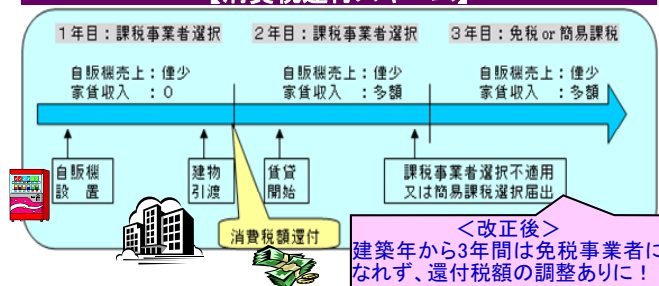
マニフェストで掲げた租税特別措置の大幅見直しは、景気への影響を配慮して、大半が継続。30万円未満の少額減価償却資産の損金算入特例(上限300万円)や、交際費の損金算入枠(上限600万円まで90%損金算入可)など、中小企業関連の特例は2年間延長されます。

その他の改正点は？

●消費税還付スキームに網！

アパート収入は非課税売上のため、本来ならアパート建築にかかる消費税も仕入税額控除できないところ、自販機などを設置して少額の課税売上を計上し、アパート建築にかかる多額の消費税の還付を受ける節税スキームに網がかけられることに。

【消費税還付スキーム】



消費税法では、建築から3年以内に課税売上割合が著しく低下した場合には、過大に還付された消費税を調整する規定がありますが、現行法では3年目に免税事業者に転換できるため、結果的にこの調整規定が機能していませんでした。そこで改正案では、課税事業者選択後にアパート建築した場合には、建築した年以降3年間は免税事業者になれないこととし、過大な還付分を調整できる仕組みを導入しています。